

次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	第Ⅲ期基本計画における論点
中央統計機構の相談対応の充実と体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ① 統計の作成・利用に関する各府省からの相談の一元的な窓口の設置や専門人材の派遣など、各府省における統計の作成を幅広く支援する。 ② 調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を担うことが期待されている独立行政法人統計センターについて、引き続き必要なリソースの確保に努める。 ③ 「各府省統計研究情報フォーラム」を活用した情報共有について、各府省における調査研究の実施予定も対象にするなど、統計委員会を中心に取組の充実・強化を図る。 ④ 各府省及び地方公共団体からのニーズを踏まえ、引き続き統計技術的な課題解決に向けた研究に取り組み、その研究成果を統計業務に活用することにより、各府省及び地方公共団体を支援する。
これまでの統計委員会の意見	「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」（令和4年8月10日統計委員会）における「Ⅳ 今後の取組」（資料1-2参照）の「10 中央統計機構の相談対応の充実と体制強化」部分
各種研究会等での指摘	
担当府省の取組状況の概要	<ul style="list-style-type: none"> ① 令和2年（2020年）4月に一元的な相談窓口として「統計作成支援センター」を設置。総務省統計局、政策統括官（統計制度担当）及び統計センターと連携し、令和3年度（2021年度）は約50件の相談に対応した。 ② オンサイト利用の推進を含めた調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等について、引き続き必要なリソースの確保に努めているところである。 ③ 平成30年度（2018年度）は、「各府省統計研究情報フォーラム」を活用した情報共有について、各府省における調査研究の実施予定も対象にするなど、統計委員会を中心に取組の充実・強化を図る方策について検討を行った。これらを踏まえ、令和元年度（2019年度）以降、総務省から各府省に従来照会していた研究成果に加え、調査研究の実施予定についても照会し、「各府省統計研究情報フォーラム」に掲載することで、各府省で情報共有を行うと共に、研究予定、成果などを統計委員会企画部会に報告することとしている。直近では、令和3年（2021年）7月の統計委員会企画部会に報告した。 ④ 経済産業省からの要請により行った「生産動態統計調査」の欠測値補完方法の検証結果について、令和元年（2019年）6月、評価分科会に報告した。その結果、課題解決に向けた今後の取組の方向性が示され、必要に応じて引き続き経済産業省を支援することとなった。さらに、令和2年度（2020年度）において、サンプルサイズが大きいなどの条件を満たす分類・品目に対して追加検証を行った。なお、追加検証の結果については、令和3年（2021年）4月に開催された第10回評価分科会において報告した。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）	<p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> i) 総務省は、業務マニュアルの整備・更新や点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己診断）及び統計作成プロセス診断の診断結果を踏まえた対応、変更管理などについて、各府省からの相談に的確に対応できるようにするため、相談窓口及び相談に基づく個別支援のための体制を充実する。 <p>また、これらの対応を行う際に、専門的な知見を活用するため、民間の学識経験者や専門家によるアドバイザー機能を整備する。【総務省；</p>

	<p>令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。】</p> <p>ii) 総務省は、統計委員会と連携しつつ、当分の間、今般の点検・確認や統計作成プロセス診断等において課題等が把握された各府省の統計調査を中心に、調査計画の審査の際に、調査計画に記載のない集計プロセス等についても各府省に確認し、必要に応じ意見を述べる。その際、こうした取組により、調査計画の審査が遅延することのないよう、審査担当部署の体制を充実するとともに、統計研究研修所との連携を強化する。【総務省；令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。】</p> <p>iii) 総務省は、本報告書に盛り込まれた取組を推進する観点から、「中央統計機構」（総務省政策統括官（統計制度担当）、統計局、統計研究研修所及び（独）統計センター）がこれまで行ってきた以下の業務を充実するとともに、必要な体制の強化及びリソースの確保を図る。【総務省；令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統計分析審査官の支援（見直し後の追加業務についても支援） ・ 政府統計共同利用システムなどを通じた統計業務のデジタル化（e-Surveyの機能・運用の充実、汎用的な集計ツールの開発検討、e-Statの機能充実、マニュアルのデジタル化、審査・集計システムや仕様作成など集計プロセスに関する研修） ・ 統計研修、統計作成に関する各府省からの相談への対応及び相談に基づく個別支援（外部の学識経験者や民間専門人材の活用）
備考（留意点等）	